

2 人材大国を支える職業能力開発の基盤整備

1,643億円

(1) 多様な教育訓練機会の確保・創出

1,270億円

○ IT化に係る多様な職業能力開発の推進

(対象者 70万人)

72億円

- ・ITに係る高度な人材の育成を推進するため、電子商取引に従事するホワイトカラー、先端的情報通信技術者、ITとものづくりを融合する分野の高度技術・技能者を育成するための職業訓練を展開する。
- ・IT活用能力不足に起因する雇用ミスマッチの解消を図るため、民間機関を活用した職業訓練(対象者:離職者20万人)、自習用端末や遠隔教育訓練システムを活用した能力習得支援(対象者:50万人)を実施する。

○ 中高年ホワイトカラー離職者等に対する総合的な職業能力開発プログラムの展開

(対象者 13万人)

118億円

中高年ホワイトカラー離職者の職業能力に起因するミスマッチを解消するため、職業安定機関と職業訓練機関が連携し、離職者に対するキャリア形成相談、高等教育機関やNPO、民間の企業団体等を活用した委託訓練、求人者の人材ニーズに応じたオーダーメイド型の訓練コースの機動的な編成、委託訓練受講者に対する巡回相談方式による就職指導等の一貫した支援システムを整備し、早期の再就職を支援する。

○ 新規・成長分野等その他必要な職業訓練の着実な実施

575億円

- ・離職者、在職者を対象とした公共職業能力開発施設における職業訓練について、産業界の人材ニーズに即し、新規・成長分野等を重点に訓練コースの多様化、高度化を図りつつ、着実に実施する。
- ・公共職業能力開発施設において、土日・夜間の職業訓練コースを開講するとともに、入校時期を弾力化し、離職者等に対する職業訓練機会を拡充する。

(2) キャリア形成(職業経歴を通じた能力形成)支援の推進

317億円

○ キャリア・コンサルティング(キャリア形成相談)を担う高度な人材の育成の推進

70百万円

職業能力開発大学校等においてキャリア・コンサルタントの養成コース訓練を実施するとともに、より高度なキャリア・コンサルティングに係る訓練コースを開発する。

- 能力開発支援アドバイザーによるキャリア相談機能の強化 35億円
キャリア形成に関する相談支援を行う能力開発支援アドバイザーを公共職業安定所等に配置して、能力開発プランの作成等きめ細かな相談援助を行う。

(3) 適正な職業能力評価システムの整備 31億円

- 幅広い職種を対象とする包括的な職業能力評価制度の整備 2.9億円
ホワイトカラー等職業能力評価制度の確立されていない職種について、知識・技能に加え判断力や行動特性を含めた総合的な労働者の職業能力評価のための基準の策定及び評価手法の開発を行い、業種・職種間の労働移動にも対応できる包括的な職業能力評価制度の整備を推進する。

3 人材大国を担う若年者の育成 162億円

(1) 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進 18億円

- 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進 12億円
高校、大学等と連携して、職業ガイダンスの実施や職業体験機会の提供等を通じ、早期の職業意識形成の促進を図る。
- 大学生等を対象とするインターンシップの拡大 6.2億円
大学生等を対象とするインターンシップの拡大を図るため、経済団体と連携して、受入企業の開拓、受入企業情報の大学等への提供を行う。

(2) 若年者の職業能力開発支援の強化 15億円

- 未就職卒業者に対する能力開発の支援 8.8億円
高校、大学等を卒業した未就職者に対して、就職に必要な実務能力を付与するための職業訓練を民間教育訓練機関で実施し、早期就職の実現を図る。

(3) 若年求職者に対する就職支援策の推進 116億円

- 学卒未就職者等に対する試行雇用の支援の推進 95億円
学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を付与するため、研修・訓練を組み込んだ短期間の試行雇用を実施する企業に対して支援を行う。

○ **不安定就労若年者を対象とした雇用安定促進事業の実施** 3.5億円

いわゆるフリーターといわれる不安定就労若年者のうち、安定した雇用を希望する者に対し、個別指導方式による就職支援を行うことにより、円滑な就職促進及び職場定着を図る。

第4 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性はその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実

7,036億円

(1) 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進

316億円

○ 保育所の受入れ児童数の増大

298億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やす。特に需要の多い低年齢児（0～2歳児）の受入れの増を図る。

また、これに対応した施設整備を行う。

○ 送迎保育ステーションの整備

2.5億円

駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。

○ 駅前保育サービス提供施設等の整備

60百万円

駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。

○ 認可外保育施設の認可化の促進

1.3億円

一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。

○ **待機児童解消のための保育施策の推進等（☆）**

1. 3億円

- ・待機児童ゼロ作戦の推進等時代のニーズに応えた保育施策を推進するため、待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による保育施策推進のための協議会の開催、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。
- ・主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。
- ・保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施する。

(2) 放課後児童の受入れ体制の整備

○ **放課後児童クラブの拡充**

大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、小規模クラブ（10人以上20人未満）について、その設置を促進するため、過疎地等の補助要件を撤廃する。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も開設するクラブに対し補助を加算する。

10,000か所 → 10,800か所

(3) 多様な保育サービスの提供

○ **延長保育の推進**

9,000か所 → 10,000か所

○ **休日保育の推進**

200か所 → 450か所

(4) 子育て家庭への支援の充実

○ **つどいの広場事業の創設**

1. 4億円

公共施設内のスペースや商店街の空き店舗などの社会資源を活用し、育児に不安や悩みを抱える親などが気軽に集い交流できる場を提供するとともに、ボランティアによる相談等を実施する。

○ **地域子育て支援センターの整備**

2,100か所 → 2,400か所

- 一時保育の推進
2,500か所 → 3,500か所
- 小児救急医療体制の整備 13億円
二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、小児救急患者を
広域で受け入れる「小児救急医療拠点病院」を新たに整備する。また、在宅当番医制事
業における小児の初期救急対応のモデル的取組を推進する。(再掲)
- 周産期医療体制の整備 2.9億円
周産期医療体制（母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体
制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む
女性に対する医療面の支援を拡充する。
周産期医療ネットワーク 20都道府県 → 28都道府県
不妊専門相談センター 30か所 → 36か所
- 小児科・産婦人科若手医師の育成 1億円
医学生、研修医等の意識調査や、小児科・産婦人科の若手医師を取り巻く現状把握を
行うとともに、その資質向上のための研修のあり方等について調査研究を行う。

2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

104億円

- 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 93億円**
- ファミリー・サポート・センター事業の拡大 35億円
地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地
域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進す
る。
182か所 → 286か所（本部）
- 家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の一層の普及促進 26億円
育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励
金（仮称）及び看護休暇制度導入奨励金（仮称）の創設、シンポジウムの開催、企業表
彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

3 児童虐待防止対策の充実

3 2 億円

(1) 虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向けた体制の充実 7. 2 億円

- つどいの広場事業の創設（再掲） 1. 4 億円
- 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施 2. 5 億円
児童相談所や児童家庭支援センターと連携する子ども家庭支援員制度を創設し、同支援員が軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。
また、児童家庭支援センターの設置要件を緩和し、市町村事業としてモデル的に実施する。
- 児童委員の虐待防止活動への取組の促進 9 1 百万円
すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を習得するための研修会を開催し、児童委員活動の質の向上を図る。
- 一時保護所（児童相談所）の体制強化及び児童虐待対応機関の連携強化 5 6 百万円
一時保護所（児童相談所）のうち一定規模以上のものに主任児童指導員を配置し、処遇の質の向上を図る。また、各地域において、児童相談所や保健所など児童虐待に関連する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成する。

(2) 児童の保護と保護者等への指導体制の充実 1 5 億円

- 里親制度の充実 5 9 百万円
被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親（仮称）制度を創設する。専門里親に対し研修を実施し、専門的技能を持った専門里親に一定期間（2年以内）子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。
また、里親に対する養育相談や、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を行う里親支援事業を実施する。
- 被虐待児への個別対応職員の配置の拡充 7. 4 億円
虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等をできるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置する。

4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実

12億円

- 婦人相談所の機能強化及び一時保護委託制度の創設 3.3億円
婦人相談所において、休日・夜間の相談体制の強化を図る。また、一定の基準を満たす民間施設（民間シェルター）等に対し被害者の一時保護を委託する制度を創設するとともに、婦人相談所と福祉事務所や民間施設等との連絡会議を開催するなどの連携の強化を図る。

- 一時保護所（婦人相談所）及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置 66百万円
被害者への心のケア対策として、一時保護所（婦人相談所）や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置する。

- 婦人相談所職員等への専門研修会の実施 2百万円
婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する専門研修を行う。

5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

17億円

女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

9.9億円

- ポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充 17百万円
経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベルの地方推進協議会を設置する。

6 総合的な母子家庭等対策の推進

○ 母子家庭等の自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し 2, 692億円

母子家庭等に対する介護人派遣事業や就労支援策等を充実するとともに、児童扶養手当制度については、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や、所得の範囲について見直しを行う。

※ 総収入が181万円までは、手当を全額支給。

(月額42,370円、年額約51万円)

※ 総収入が181万円以上の場合には、手当を一部支給。

(就労等の収入が1万円増えるごとに、総収入が8,000円弱程度増加するよう、支給額を42,360円から10,000円まできめ細かく設定。)

また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、母子家庭等対策全般について見直し、次期通常国会に向けて法改正を検討する。

第5 健やかで安全な生活を送るための施策の推進

誰もが健やかな生活を送ることができる社会を目指す上で、肝硬変や肝がん等の原因となるC型肝炎等対策は喫緊の課題であり、各種健康診査等の場を活用して肝炎ウイルス検査を実施するとともに、肝臓病等に関する治療方法や治療薬の研究開発の促進、相談指導の充実による正しい知識の普及など、総合的なC型肝炎等対策を緊急に推進する。

また、生活習慣病を予防し、健やかな日常生活を送ることができるよう、健康日本21を着実に推進するとともに、地域・職域の連携による総合的な健康づくり対策などの取組を推進する。

さらに、国民の安全、安心な食生活を確保するため、牛海綿状脳症（BSE）感染牛の肉が食用として流通することがないように、と畜検査体制の整備に万全を期するとともに、遺伝子組換え食品のモニタリング検査体制の強化を図る。

1 C型肝炎等緊急総合対策の推進

60億円

(1) 現行の健康診査体制を活用した肝炎ウイルス検査等の実施

52億円

○ 老人保健法に基づく基本健康診査等における肝炎ウイルス検査等の実施

49億円

- ・40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、5年間で全員に肝炎ウイルス検査等を実施する。なお、現に肝機能検査で要指導領域にある者等については、早期に二次検診として肝炎ウイルス検査を実施する。
- ・政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診においても、肝炎ウイルス検査を実施する。

○ 保健所における肝炎ウイルス検査の実施

3.2億円

保健所において性感染症又はHIV抗体の検査を行う40歳以上の希望者に対し、肝炎ウイルス検査を行う。

(2) 肝炎等に関する総合的な研究の推進

○ 肝臓病の治療方法、治療薬等の研究開発（☆）

7.4億円

未だ十分な知見が確立していない肝炎ウイルスについてその病態や感染メカニズムの解明を進めるとともに、肝炎、肝硬変、肝がん等の予防及び治療法の研究を推進する。

(3) 国民に対する普及啓発・相談指導の充実

36百万円

○ **肝炎に関する保健指導従事者研修等の実施**

27百万円

地域・職域を通じて、肝炎ウイルスの感染者に対する的確な保健指導及び肝炎に関する正しい情報提供を行うための研修事業等を実施する。

2 心身ともに健やかな生活を支える取組

1,792億円

(1) 健康日本21の着実な推進

961億円

○ **健康日本21の普及啓発**

5.8億円

国民一人一人の健康づくりを推進するため、ホームページによる情報提供、全国大会や国際会議の開催、健康づくり支援者の養成等の普及啓発事業を実施する。

○ **中間評価に向けた取組の推進**

4百万円

健康日本21の運動期間の中間年である2005年に中間評価を実施するため、評価手法の検討を行う。

○ **生活習慣病対策の推進**

46億円

心臓病、高脂血症等の生活習慣病に関するホームページによる正しい知識の普及、糖尿病実態調査の実施、たばこやアルコール対策、食生活改善のための普及啓発等、各種生活習慣病対策を推進する。

(2) 地域・職域を通じた健康づくり

4.3億円

○ **地域・職域を通じた健康づくりの推進**

96百万円

地域・職域で相互利用が可能となる総合的な健康情報管理システムを開発し、このシステムを活用して市町村が退職者の個別健康指導等を行うモデル事業を実施する。併せて、地域・職域の保健事業の共同実施や連携に必要な情報交換を行うための連携協議会の開催等を通じ、地域保健・職域保健の連携の推進方策を検討する。

○ **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**

3.4億円

仕事でストレスを感じる労働者や自殺者の増加への対策を効果的に推進するため、メンタルヘルス指針の普及・定着を図り、事業者等に対する支援を行うとともに、都道府県レベルでメンタルヘルス対策を推進するための連絡協議会の開催により、地域保健・職域保健の連携を図る。

(3) 心の健康づくり対策

- **思春期児童等の心の健康づくり対策の推進** 52百万円
思春期児童や災害被災者等に対する心のケアの充実を図るため、専門家の養成研修等を実施する。また、関係機関の連携による思春期児童等の専門家チームを構成し、相談から指導、解決まで総合的に対応するモデル事業を都道府県等において実施する。

(4) 健康危機管理対策の推進

- **健康危機管理情報システムの構築 (☆)** 69百万円
自然災害、毒劇物等によって発生する健康危機に迅速・的確に対応するため、正確な情報をリアルタイムで把握し、専門家等の参画による速やかな対応を図るためのシステムを開発する。

(5) 大規模感染症対策の強化

- **大規模感染症発生時の広域的連携の強化及び事前対応体制の構築** 5百万円
国際化の進展により海外との交流機会が拡大しており、特にサッカーの2002年ワールドカップ開催に対応した感染症危機管理対策として、迅速な感染症発生の把握、専門家による対応の検討、ブロックごとの広域連携を図るための連絡協議会の設置等を行う。

(6) 臓器移植対策の推進

30億円

- **臓器移植の推進** 5.5億円
学校教育の場で臓器移植の普及啓発を行うため、教育用普及啓発読本を作成、配布するとともに、臓器提供施設において提供事例が発生した際に生じる費用の一部について支援するなど、臓器移植の普及推進を図る。
- **骨髄移植の推進** 9.4億円
骨髄バンクのドナー登録者の目標(30万人)を達成するため、全国各地で骨髄提供登録会を開催することにより、骨髄移植に対する国民の理解と認識を高め、骨髄移植の普及を推進する。
- **さい帯血移植の推進** 9.3億円
さい帯血の保存目標(平成14年度に2万個)を達成するため、さい帯血バンクの増など採取及び保存体制の整備を図る。

(7) シックハウス対策の推進等

12億円

- シックハウスに関する医療施設の整備等 5億円
医療機関に環境調整室（クリーンルーム）を整備するとともに、室内環境基準の設定を推進するなど、シックハウス対策の充実を図る。

- 生活環境中の有害化学物質対策の推進（☆） 7.5億円
特定化学物質の環境中への排出量を的確に把握するため、事業所からの報告をオンラインで受け入れ、適切に公表する（PRTR制度）ためのシステム整備を行う等生活環境中の有害化学物質対策の充実を図る。

(8) リウマチ・アレルギー対策の推進

19億円

- 免疫アレルギー疾患に関する研究等の推進
 - ・リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、膠原病などの免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明、治療法に関する研究を推進する。（☆）
 - ・免疫アレルギー疾患に関する正しい情報の普及を図る。

3 食品の安全対策の強化

149億円

- 食肉の安全確保のための牛海綿状脳症（BSE）対策の強化 52億円
 - ・BSEに感染した牛の肉が食用として流通することがないように、平成13年度に引き続き、特別措置として検査キットの整備に対する補助を行うとともに、検査機器の整備や検査技術の研修を実施し、各自治体において迅速かつ適正に全頭検査を行うための体制強化を図る。
 - ・特定危険部位の適正処理を推進するため、と畜場に脊髄除去設備や焼却設備等を整備する。
 - ・BSEに関する正しい情報の普及啓発を推進するとともに、食肉検査の高度システム化モデル事業など、地域の特性に応じ、食肉安全性確保推進事業を実施する。
 - ・検疫所における輸入牛肉のモニタリング検査体制の強化を図る。
 - ・BSEの病因とされる異常プリオン（たんぱく質の一種）についてのより精度の高い検査法の確立や感染メカニズムの解明等に関する研究を進める。（☆）

- **遺伝子組換え食品の検査体制の強化等** 2.6億円
安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品の混入、流通を防止するため、より有効な検査法を検討し、輸入時のモニタリング検査体制の強化を図るとともに、自治体等における検査の精度管理体制を整備する。
- **輸入食品の安全確保の推進** 6.6億円
野菜、鶏肉をはじめとする輸入食品の安全を確保するため、検疫所におけるモニタリング検査体制の強化を図る。
- **残留動物用医薬品の基準策定の推進** 80百万円
我が国で残留基準が設定されていない動物用医薬品について、国際的基準に基づいた暫定的な残留基準を設定するなど、畜水産食品の安全確保を一層推進する。

4 安全でおいしい水道水の安定供給

1,139億円

- **水道施設の整備** 1,134億円
すべての国民に安全で良質な水道水の供給を行うとともに、地震・濁水に強い水道づくりを着実に推進する。
- **水道広域化及び統合化の推進（☆）** 22百万円
各都道府県が策定する広域水道計画の見直しに際し、市町村合併等の形態に応じた水道事業統合の長所、短所を整理した統合計画案を策定する。また、水道事業の第三者委託が認められたことを踏まえ、適正委託のためのガイドラインを作成する。
- **健全な水循環の形成に関する研究の推進（☆）** 1.5億円
 - ・河川や下水道への負荷を軽減し、健全な水循環系を構築するため、居住環境に応じた水の有効利用手法や地域レベルの節水型水道システム等についての研究開発を行う。
 - ・水道事業における環境負荷の軽減等を図るため、環境管理手法の体系化、水道の熱エネルギーの活用方策、水道水源の水質監視の高度化等についての研究開発を行う。
- **水道事業における民間活力の活用等（☆）** 30百万円
水道事業の合理化を推進するため、PFI事業の導入に向けたPFI活用ガイドラインの策定等を行うとともに、濁水時に都市用水を効率的に運用するため、水道事業者が濁水時節水総合計画を策定するためのガイドラインを策定する。

5 麻薬・覚せい剤等対策

14億円

○ 薬物乱用防止のための普及啓発の推進

39百万円

都道府県知事から委嘱された薬物乱用防止指導員の中から、地域における中心的な指導者を養成するとともに、指導員が地域の各種会合において啓発活動を行うための啓発用資材（CD-ROM、ビデオ）を作成、配布する。

○ 取締体制の強化

急増する外国人による麻薬・覚せい剤の組織的密売の摘発を推進するため、その壊滅を目指した取締りの体制強化を図る。

第6 障害者の自立・社会参加・雇用の推進と良質な福祉サービスを提供するための体制整備

障害者の自立と社会参加を推進するため、住まいや働く場の確保、地域における自立の支援等、障害者プランを着実に推進するとともに、障害者雇用対策の見直しを行うなど、障害者の雇用就業施策及び保健福祉施策の充実を図る。

また、福祉分野における第三者評価の推進、福祉に携わる人材の質の向上など良質な福祉サービスを提供するための体制を整備するとともに、地域福祉計画の策定、ボランティア活動への支援等地域福祉の推進を図る。併せて、低所得者等の生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度の充実を図る。

1 障害者雇用対策の推進

143億円

(1) 障害者雇用対策の見直し等経済情勢の変化等に対応した障害者雇用の促進

75億円

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業の実施 18億円
就職が特に困難な知的障害者、精神障害者等の雇用の促進を図るため、授産施設等と連携して、障害者の就職先に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職業的自立に向けての総合的かつ具体的・実践的な人的支援を実施する。
20か所 → 47か所
- 障害者の職業能力開発の推進 51億円
視覚障害者の職業的自立に資するための訓練設備の整備等を行うことにより、障害者の職業能力開発を推進する。

(2) 福祉と雇用の連携による就業・生活支援の推進

- 障害者就業・生活支援センター（仮称）による就業・生活支援の一体的推進 5.5億円
障害者に対する就労面及び生活面での支援を充実するため、地域における保健福祉及び雇用関係機関の連携の拠点として、「障害者就業・生活支援センター」（仮称）を設置し、職業相談、生活相談等の支援事業を実施する。
25か所（モデル事業） → 47か所

(3) 精神障害者の雇用対策の推進

10億円

- **地域障害者職業センターによる精神障害者職業自立支援事業の拡充** 1.3億円
地域障害者職業センターが、地域の雇用、医療、福祉の機関等との連携の下に、精神障害者を医療リハビリテーションから職業リハビリテーションに円滑に移行させ自立を図るための事業を実施する。
- **医療機関と連携した精神障害者の実践的な求職活動指導の充実** 86百万円
公共職業安定所が職員を医療機関、福祉施設等へ派遣し、就業意欲の高い精神障害者を対象として、実践的な求職活動指導を実施する。

2 障害者保健福祉施策の推進

6,667億円

(1) 障害者プランの着実な推進

- **障害者プランの着実な推進** 3,050億円
障害者プランの最終年に当たり、地域生活援助事業（グループホーム）等障害者の住まいの確保、授産施設・福祉工場等障害者の働く場の確保、ホームヘルパーの増員など介護サービスの充実を図る。

(2) 自閉症等対策の推進

1.2億円

- **自閉症・発達障害支援センター（仮称）の創設** 1億円
自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービス等を行う拠点として、「自閉症・発達障害支援センター」（仮称）を設置する（自閉症児施設、知的障害児施設等に附置。）。

(3) 障害者の情報バリアフリーの推進

- **障害者による情報機器の活用の推進** 7.4億円
障害者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等の購入助成及びその使用方法を教えるボランティアの養成・派遣や、企業等で不要となったパソコンのリサイクル活用等により、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差（デジタル・ディバイド）を是正する。

(4) 精神医療対策の強化・充実

488億円

- **精神科救急情報センターにおける相談体制の整備** 6.1億円
公立病院、精神保健福祉センター等に設置された精神科救急情報センターに24時間体制の医療相談窓口を整備し、各種医療相談に対応するとともに、必要に応じて精神科救急医療施設への移送等に円滑につながる体制を整備する。
- **海外の司法精神医療施設における専門医等の養成研修（☆）** 43百万円
国立医療機関等の精神科医等を海外の司法精神医療施設に派遣し、急性期医療や触法精神障害者の医療について研修を行い、専門医等を養成する。

(5) 精神障害者の社会復帰対策の充実

187億円

- **精神障害者に対するホームヘルプサービスの本格実施**
日常生活を営むのに支障がある精神障害者の家庭を訪問して、介護等のサービスを提供し、家庭及び地域での日常生活の維持・向上を支援するホームヘルパーの派遣事業については、これまで試行的に実施してきたが、精神保健福祉法の改正を踏まえ、同法に基づく事業として本格的に実施する。

3 良質な福祉サービスの提供と地域福祉の推進

178億円

- **福祉サービスの第三者評価等の推進** 3.4億円
評価を受ける事業所をモニターとして活用する等普及啓発の促進、評価調査者の養成研修の実施、福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）を通じた評価機関の情報公開等を行う。
また、運営適正化委員会における苦情解決事業の推進を図る。
- **介護福祉士養成施設教員等福祉に携わる人材の資質向上** 20億円
介護福祉士養成施設の教員に対し、介護福祉学、介護教育方法等の専門的な講習を実施するなど、福祉に携わる人材の資質向上等を図る。
- **地域福祉の推進** 35億円
ボランティア活動の振興や地域福祉権利擁護事業の更なる定着を図るとともに、社会福祉法に定められた「地域福祉計画」（平成15年4月施行）の策定を支援する。